

身近なところでダイオキシン?!

ダイオキシン類濃度の基準 (H9.12月施行)

処理能力	新設施設 (H9.12.1-)	旧施設より1年未満 (H9.12.1-10.11.30)	旧施設より1~5年未満 (H10.12.1-14.11.30)	旧施設より5年以上経過 (H.14.12.1-)
4t/時以上	1.1ng/m ³	基準の適用を猶予	10ng/m ³	1ng/m ³
2~4t/時	1ng/m ³			5ng/m ³
2t/時未満	5ng/m ³			10ng/m ³

※1ng=10億分の1g

香南清掃組合のダイオキシン類測定結果と排出基準

処理能力	旧施設より1~5年未満の基準 (H10.12.1-14.11.30)	旧施設より5年以上経過の基準 (H14.12.1-)	測定結果 (H9.12月配)
3.3t/時	8ng/m ³	5ng/m ³	0.26ng/m ³

安易な焼却は控えてください!

ダイオキシンとは

私たちが普段ダイオキシンのと呼んでいるものは、毒性の強いものから弱いものまで何種類もの似たような形の化学物質が混ざり合ったもので、本来「ダイオキシン類」のことを意味します。この中で、最も毒性が強いとされている物質については、平成9年2月にWHO(世界保健機構)が正式に人に対する発ガン性があると発表しました。発ガン性の他にも精子の数が減ったり、病気に対する抵抗が弱まったりすることが動物実験などでは報告されていますが、人に対しても同じような影響があるかどうかはまだよく分かっていません。



ダイオキシン類がどのようなものにしてできるかについても、まだまだ分からない部分が多くありますが、塩化ビニールなどの塩素を含む物質を燃やせば発生するといわれています。しかし、さまざまなものに塩素は含まれていまして、塩化ビニールなどのプラスチック製品に限らず、物を燃やせば量の多少にかかわらず常にダイオキシン類発生の可能性はあるといえます。特に設備が十分に整っていない焼却炉で低い温度で焼いたり、不完全な焼き方をすれば発生しやすいことが分かっていますので、昨年12月にダイオキシン類の発生を少なくするために法律が改正されました。今回の改正で、一定規模以上の焼却炉(焼却能力が1時間あたり200kg以上、または火格子面積が2㎡以上)でのごみの焼却について規制が厳しくなり、上の表のとおりダイオキシン類の排出基準も定められました。

家庭の焼却は控えて

市民の皆さんの中にも庭先などで小型の焼却炉を使ってごみを焼いている人もいらっしゃいます。このような小型の

炉は今回の改正ではあてはまりませんが、ごみ焼却施設のように有害な物質を処理する設備がありませんので、ダイオキシン類が発生する可能性が高いと考えられます。また、悪臭や煙でご近所の方々にご迷惑をかける恐れもありますので、家庭での安易なごみの焼却は控えていただき、家庭のごみはできるだけ地域のごみステーションに出すようにし、事務所や工場などの事業所から出るごみは、ごみ処理業の許可業者に処理してもらうか、香南清掃組合の焼却場を持ち込んで処理するようにご協力をお願いいたします。

なお、香南清掃組合では、昨年12月にダイオキシン類について測定しましたので、その結果について今回お知らせします。測定結果は、26ナノグラムで、上の表のとおり、国の恒久対策としての基準が5ナノグラムとなつていますので、その基準をクリアしています。今後も引き続き焼却温度などを厳しく管理し、できるだけダイオキシンの発生が少なくできるように努力していきます。

ダイオキシンなど環境ホルモンに

関する講演会

ダイオキシンなどの環境ホルモンの問題は、大きな関心が持たれ、以前から専門講師による講演会の開催をどの要望が寄せられていましたが、市と市環境委員連合会との共催で講演会が実現しました。今回はダイオキシンだけでなく、環境ホルモン全般に関する問題についての講演の予定です。皆さんの多数のご来場をお待ちしています。

【とき】 8月1日(日)
午後2時~4時

【ところ】

ホリデイ・イン高知

【演題】

環境ホルモン問題をどう考えるか

【講師】

立川 涼さん

【受講料】

無料

※問い合わせは、生活環境課 環境公害係 (TEL 65557) まで

人権と21世紀へ向けて⑬

同和教育シリーズ

男女共同参画 2000年プラン

日本の女性政策の指針となる「男女共同参画2000年プラン」―男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画―(以下「プラン」)が、1996年(平成8年)に作られました。

日本の女性政策は1977年(昭和52年)から少しずつ進められてきました。しかし、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議では日本の後進性が指摘され、それに基づいた計画が必要となりました。

また、国内でも1994年(平成6年)に設置された男女共同参画審議会で、21世紀を展望した政府の取り組みや、男女共同参画社会の望ましい姿などが話しあわれ、男女共同参画ビジョンが示されました。「プラン」は、このような国内外の情勢にそって作られたも

のです。

男女共同参画社会とは、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野(家庭や地域社会、政治的・経済的・社会的・文化的な利益を受け、そのことに対して、ともに責任を負うという社会)を実現するための基本的方向として次の4つを掲げています。

- ▼男女共同参画を推進する社会システムの構築
- ▼職場・家庭・地域における男女共同参画の実現
- ▼女性の権利が推進・擁護される社会の形成
- ▼地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

今の社会には、男女共同参画という点で、まだまだ問題があります。

地域社会での宴会では、女性は準備と後片付け、男性は飲むだけという場合が多いのではないのでしょうか。また、会社の管

理職にも、まだまだ女性が少ないし、県議会や国会の議員も同様です。そして、家庭でも、夫と妻が平等に家事をし、お金の使い道や子どもの教育についても夫婦がともに考え、決定するようになっているでしょうか。そのほか、女性に対する暴力や、マスコミやインターネットで、女性が興味本位だけで描かれていないでしょうか。

これらがすべてではありませんが、「プラン」では、このような社会を、男女がともに参加決定し、責任をもつ社会に変えていこうとしています。

男女が平等意識を持ち、互いに相手の人権を尊重し合い、ともに責任を担いながら、あらゆる場で支え合っている社会を、一日も早く実現したいものです。

人権パネル展

【とき】 7月8日(木)~16日(木)

午前8時30分~午後5時

【ところ】 市役所1階ロビー

【作品】 市内小・中学校の児童・生徒の作品ほか